

令和5年度学校における教育の情報化の 実態等に関する調査結果（概要）

（令和6年3月現在）

〔確定値〕

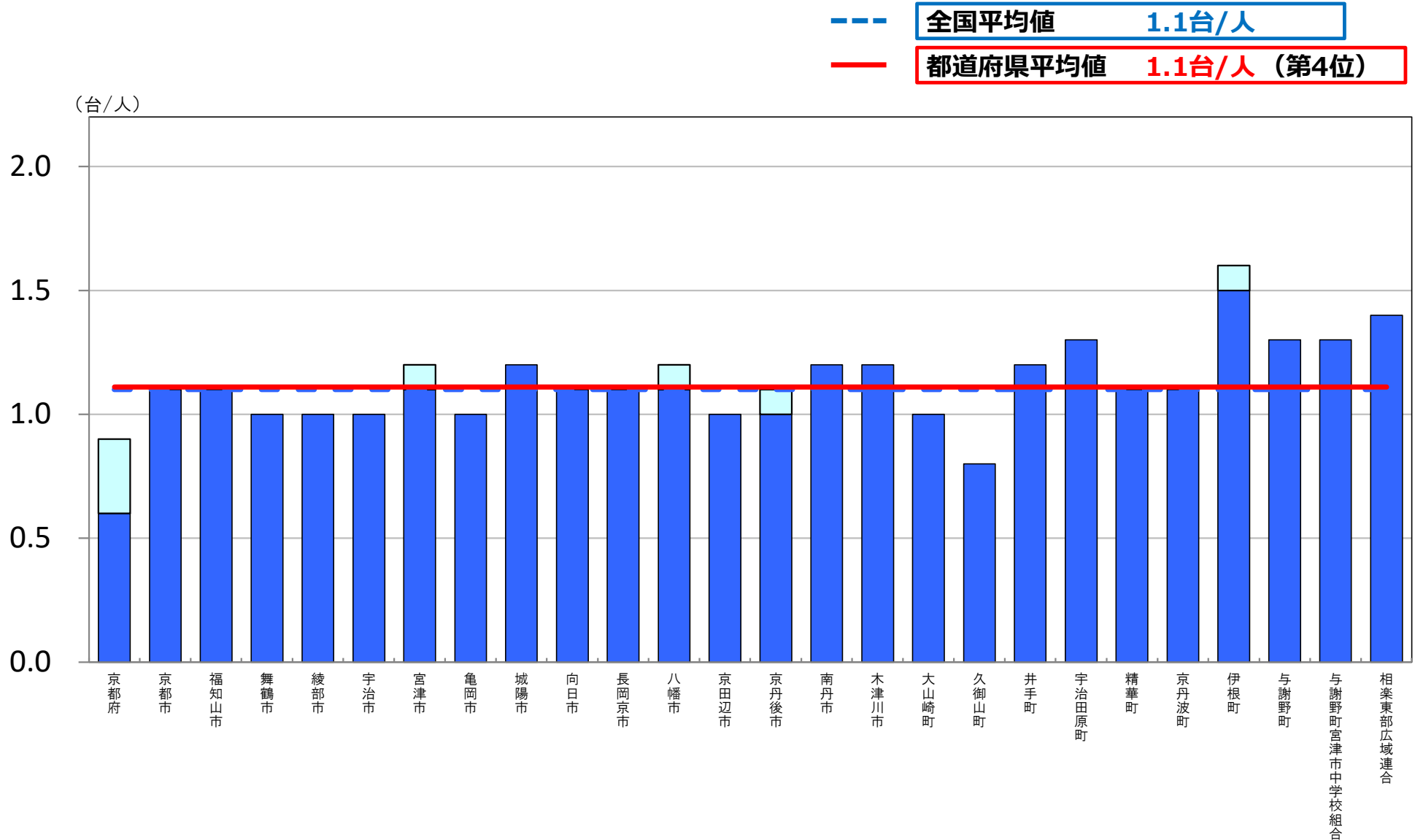
京都府

令和6年10月

文部科学省

児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ台数

[京都府内自治体]



※ 「学習者用コンピュータ」は「教育用コンピュータ」のうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

※ 「学習者用コンピュータ」はタブレット型コンピュータ(平板状の外形を備え、タッチパネル式などの表示／入力部を持ったコンピュータ)のほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。

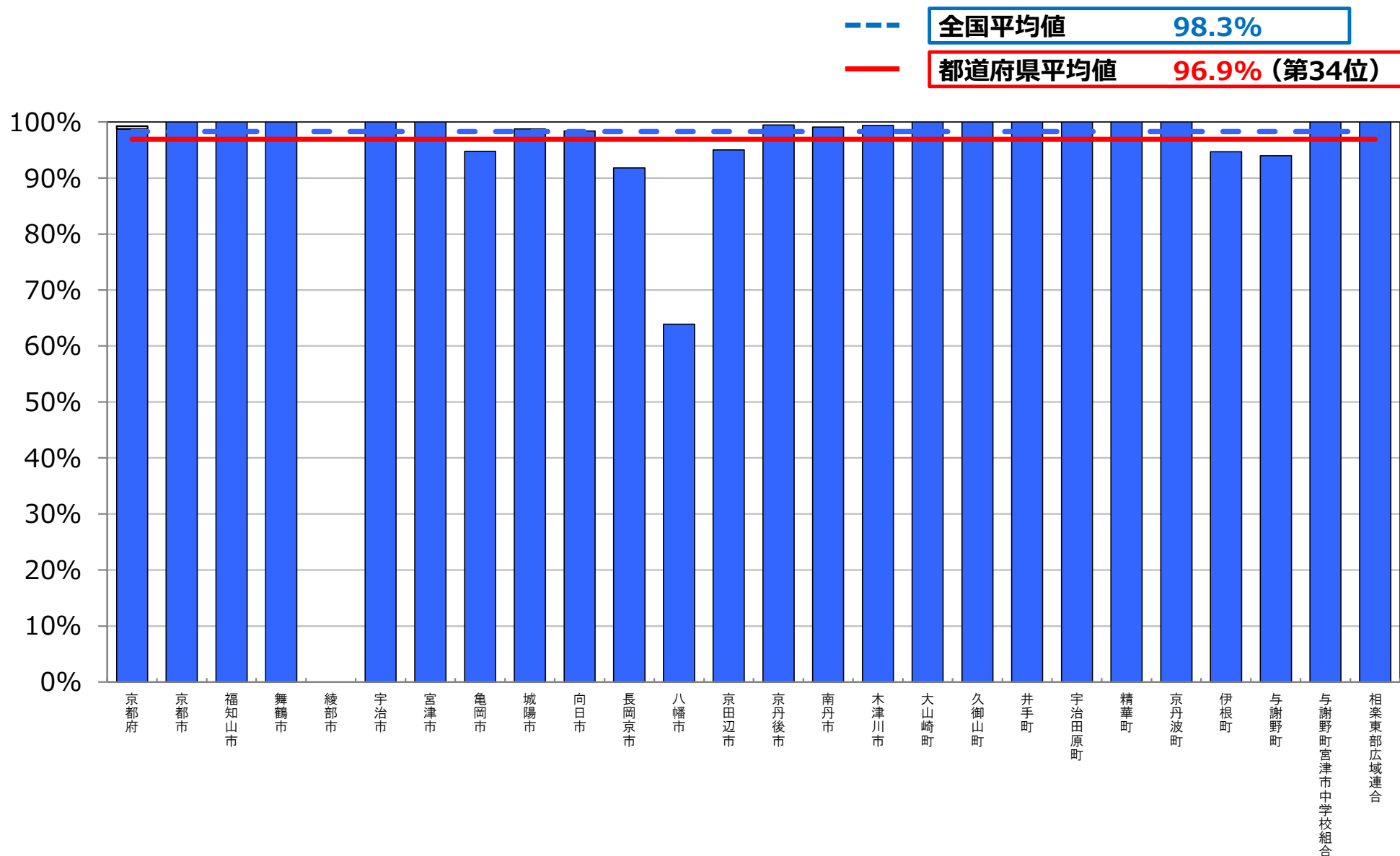
※ 「児童生徒1人あたりの学習者用コンピュータ台数」は、「学習者用コンピュータ」の総数を児童生徒の総数で除して算出した値である。

※ 利用不能な状態にあるコンピュータは、台数にはカウントしない。

□ 前年度調査からの増加分

無線LANまたは移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合

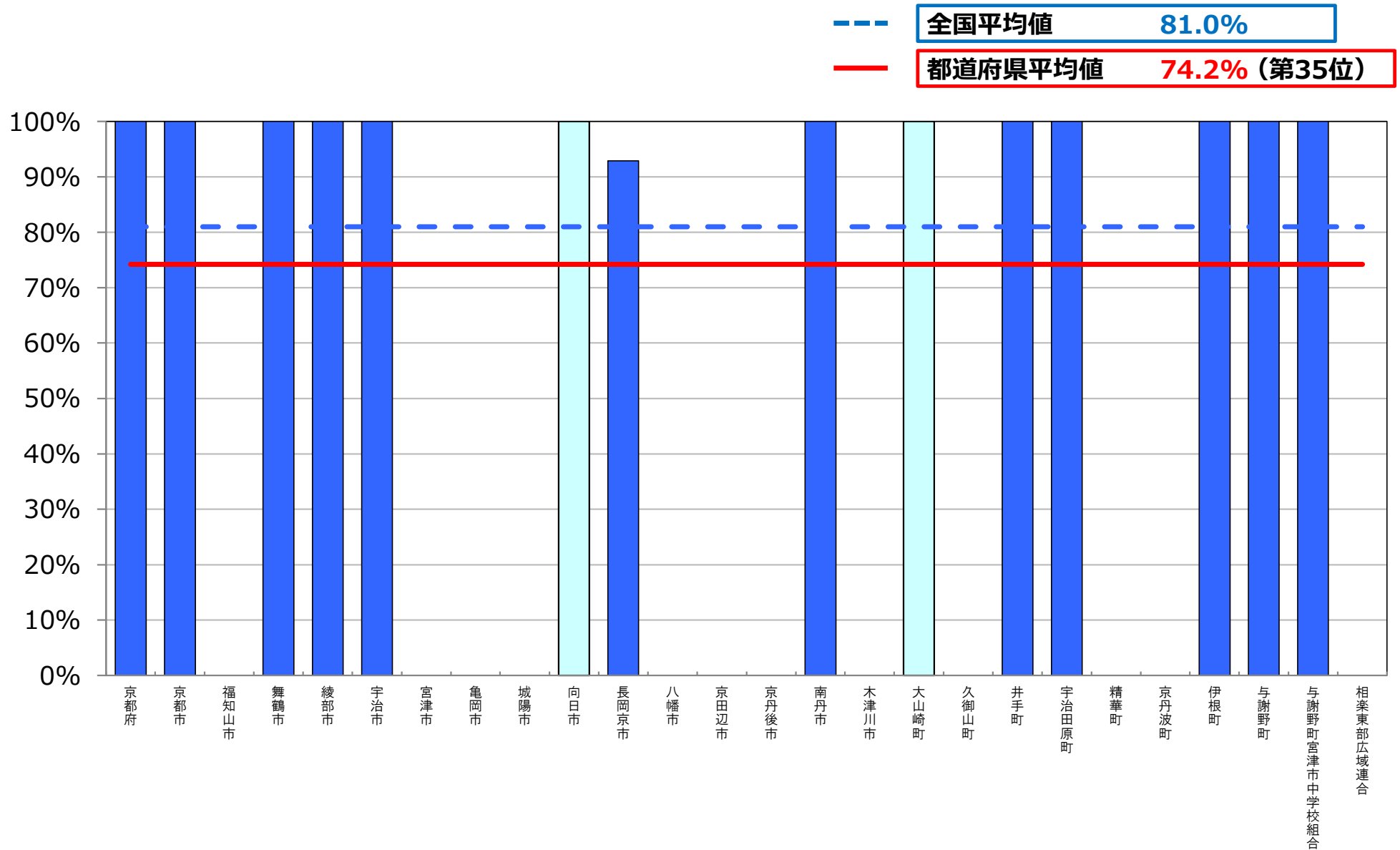
[京都府内自治体]



※ 無線LANを整備している普通教室の総数に移動通信システム(LTE等)を利用している学校の普通教室の総数を加えたものから、LTEを利用している学校のうち、無線LAN整備済の普通教室数を減じた数を普通教室の総数で除して算出した値である。

□ 前年度調査からの増加分

インターネット接続状況（通信速度：1Gbps以上） 〔京都府内自治体〕



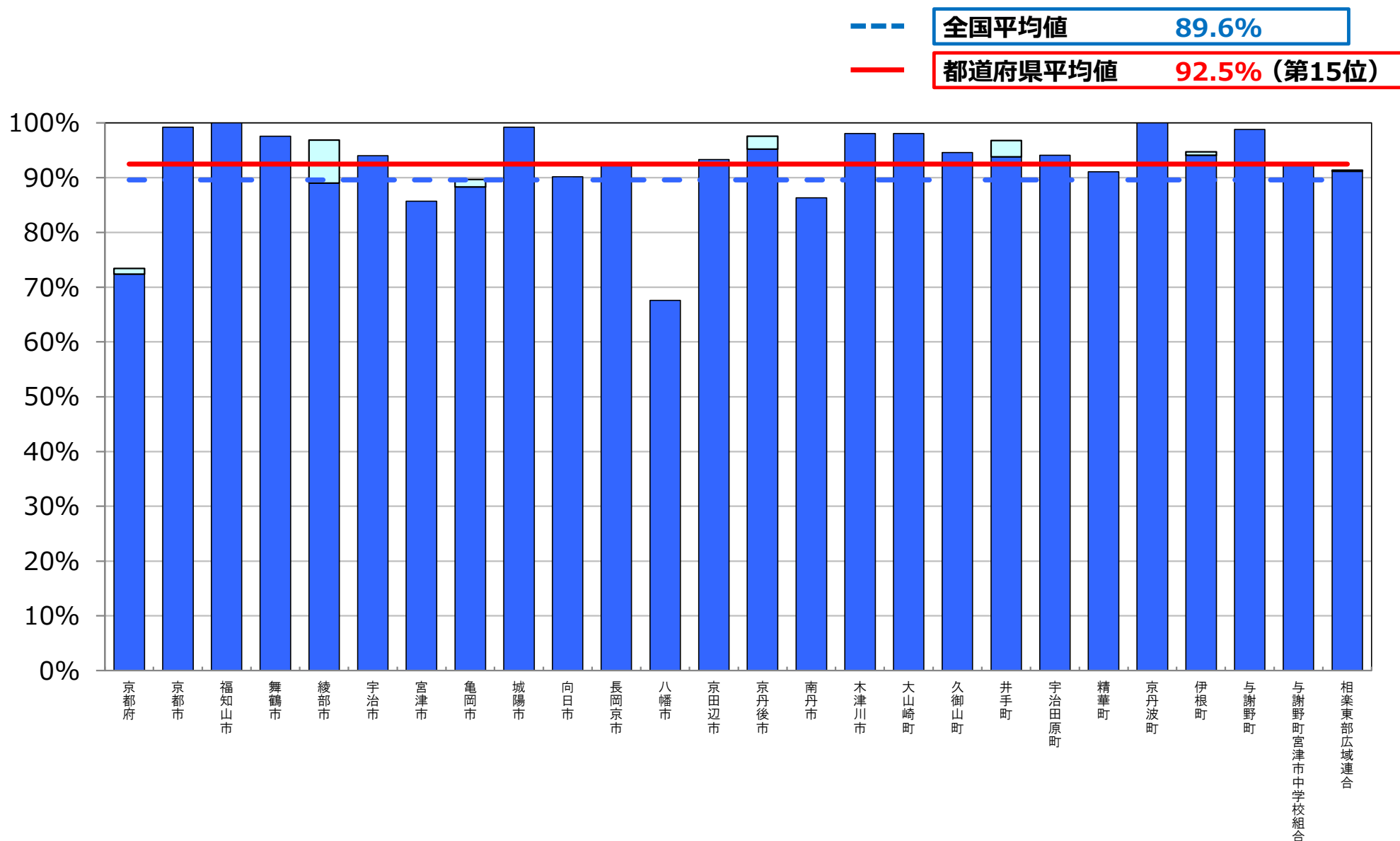
※ インターネット接続率(1Gbps以上)は、インターネット接続(1Gbps以上)を整備している学校の総数を、学校の総数からLTE等を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した割合である。

※ 通信速度は、ギャランティ型かベストエフォート型かに関わらず、理論上の下り最大値である。

■ 前年度調査からの増加分

普通教室の大型提示装置整備率

[京都府内自治体]



※ 「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。

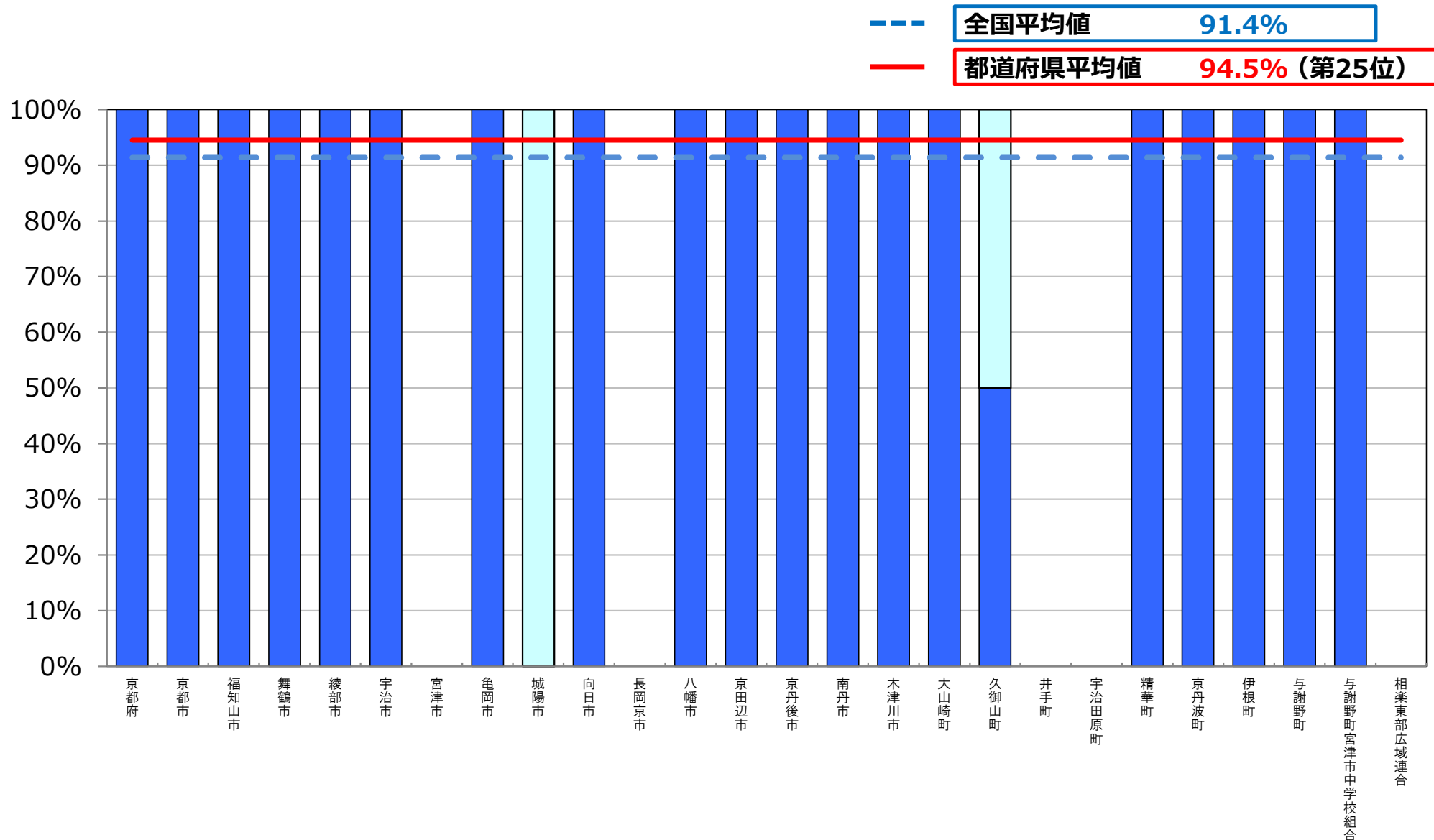
※ 普通教室の大型提示装置整備率は、大型提示装置を設置している普通教室数の総数を総普通教室数で除して算出した値である。

※ 可搬型の機器を複数の教室で使用している場合は、二重計上せず、主に使用している教室数をカウントする。

□ 前年度調査からの増加分

統合型校務支援システム整備率

[京都府内自治体]



※「統合型校務支援システム」とは、教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

※ 統合型校務支援システム整備率は、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

□ 前年度調査からの増加分